

佐賀県告示第 162 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等を変更する旨の届出があった。

令和 5 年 7 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称		所在地	変更年月日
旧	高柳内科・整形外科	佐賀市嘉瀬町大字十五 2291 番地 1 号	令和 3 年 3 月 31 日
新	高柳内科		
スピカ薬局		旧 多久市北多久町大字小侍 881 番地	令和 5 年 1 月 14 日
		新 多久市北多久町大字小侍 5834 番地	
旧	医療法人まつうら歯科クリニック唐津	唐津市町田 1809 番地	令和 4 年 1 月 17 日
新	まつうら歯科		